

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率が引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされました。

京丹後市の令和8年度一般会計予算計上額における、地方消費税増収分の用途は下記のとおりです。

### ○令和8年度 予算計上額

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 818百万円

（歳出） 社会保障施策に要する経費 9,069百万円  
 （※充当先としては、国が示した項目の中で、本市事業が概ね1億円以上のものを抽出して選択。）

### ○地方消費税増収分の用途

（単位：百万円）

区分	事業等名称	事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・府	市債	その他	一般財源	うち消費税増収分
社会福祉	障害福祉サービス事業	2,184	1,631	0	0	553	-
	地域生活支援事業	144	45	0	10	89	-
	老人保護措置事業	117	0	0	27	90	-
	生活保護給付費	710	532	0	0	178	-
	児童手当給付費	866	782	0	0	84	-
	児童扶養手当給付費	192	64	0	0	128	-
	保育業務委託事業 （私立、公設民営）	286	28	0	179	79	-
	保育所運営管理・施設管理 （公立）	232	3	1	140	88	-
	認定こども園事業	1,461	344	10	146	961	-
（小計）	6,192	3,429	11	502	2,250	392	
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	320	213	0	0	107	-
	介護保険事業特別会計繰出金	894	52	0	0	842	-
	（小計）	1,214	265	0	0	949	166
保健衛生	病院事業会計繰出金	1,450	0	0	3	1,447	-
	予防接種事業	213	67	0	100	46	-
	（小計）	1,663	67	0	103	1,493	260
合計	9,069	3,761	11	605	4,692	818	